

芸西村空き家バンク登録促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、芸西村における空き家の有効活用を通して、移住者及び定住者を確保するとともに、移住定住促進による地域の活性化を図るため、空き家バンクに空き家を登録した所有者等に対し、芸西村空き家バンク登録促進補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、芸西村補助金交付要綱(平成21年芸西村要綱第14号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 芸西村空き家バンク制度実施要綱(平成28年芸西村要綱第30号。以下「空き家バンク制度」という。)第2条第1号に既定される空き家
- (2) 所有者等 空き家バンク制度第2条第2号に規定される所有者等
- (3) 空き家バンク 空き家バンク制度第2条第3号に規定される空き家バンク
- (4) 利用登録者 空き家バンク制度第8条第2項に規定される登録者
(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のすべての要件に該当する者とする。

- (1) 空き家バンクに空き家を登録した所有者等
- (2) 芸西村の税等の滞納がない者
- (3) 暴力団(芸西村暴力団排除条例(平成23年芸西村条例第1号。以下「暴排条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員(暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。)でない者

(補助金額等)

第4条 補助金の交付要件、補助金額等は別表第1に定めるとおりとし、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助金の交付申請)

第5条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、空き家バンク登録完了後3ヶ月以内に芸西村空き家バンク登録促進補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、村長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 村長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を精査し、補助金の交付が適当であると認めたときは、芸西村空き家バンク登録促進補助金交付決定通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。

2 村長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、必要がある場合は当該補助金の交付について条件を付することができる。

(実績報告及び確定)

第7条 補助金に係る実績報告は、交付申請書の提出をもってなされたものとみなす。

2 補助金額の確定は前条に規定する交付決定によりなされたものとみなす。

(補助金の交付請求)

第8条 第6条の規定による通知を受けた者(以下、「補助事業者」という。)は、補助金の交付を受けようとするときは、芸西村空き家バンク登録促進補助金交付請求書(様式第3号)を村長に提出しなければならない。

2 村長は前項の請求を受け取ったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第9条 村長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 利用登録者以外の者が当該空き家に居住することとなったとき。
- (4) 補助事業者又は相続した所有者等が空き家バンクの登録の取り下げを申し出るなど、登録を抹消したとき。
- (5) 利用登録者以外の者が、空き家バンクによらない売買契約等による所有者等の異動があったとき。

2 村長は、第1項の規定による取消しをしたときは、芸西村空き家バンク登録促進補助金交付決定取消通知書(様式第4号)により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還等)

第10条 村長は、前条第1項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて芸西村空き家バンク登録促進補助金返還命令書(様式第5号)により既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。この場合において、前条第1項第3号から第5号について返還を求める金額は別表第2のとおりとする。

(調査等)

第11条 村長は、補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、補助事業者に対し、書類の提出、報告の求めその他の調査をすることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表第 1(第 4 条関係)

<p>交付要件</p>	<p>① 補助金の交付確定日から 5 年間、空き家バンクの登録を継続すること。</p> <p>② 交付確定後 5 年以内に空き家バンクによる売買で所有者等の異動があり、その者が居住後、転居などで交付確定後 5 年を経過するまでに再び空き家になる場合は、空き家バンクに再登録することを新たな所有者等にあらかじめ通知しておくこと。</p> <p>③ 補助事業者は、相続により所有者等に異動がある場合は、交付確定日から 5 年間この要綱の規定及び交付決定時に付された条件を継承すること。</p>
<p>交付額</p>	<p>50,000 円</p> <p>ただし、芸西村空き家バンクに登録された空き家 1 軒に対し 1 回限りとする。</p>

別表第 2(第 10 条関係)

<p>補助金交付確定日からの経過年数</p>	<p>返還すべき金額</p>
<p>1 年未満</p>	<p>補助金確定額の 100%</p>
<p>1 年以上 2 年未満</p>	<p>補助金確定額の 80%に相当する額</p>
<p>2 年以上 3 年未満</p>	<p>補助金確定額の 60%に相当する額</p>
<p>3 年以上 4 年未満</p>	<p>補助金確定額の 40%に相当する額</p>
<p>4 年以上 5 年未満</p>	<p>補助金確定額の 20%に相当する額</p>